

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

- 1 所管事務の調査（報告）
 - (1) 今後の看護師養成確保対策について

資料1 今後の看護師養成確保対策について

平成29年11月24日

健康福祉局

1 看護師養成確保対策

◎ 本市の看護師確保対策

- **新規養成⇒看護短期大学の運営**(3年で看護師養成)、**川崎看護専門学校**の運営支援(2年で准看護師を正看護師に養成)等
- 定着促進⇒院内保育所運営支援、市ナースングセンターの運営支援(看護なんでも相談)
- 再就業支援⇒市ナースングセンターの運営支援(未就業看護師復職支援研修)

① 看護短期大学の概要

- ・住 所：川崎市幸区小倉4丁目30番1号
- ・開 設：平成7年4月1日
- ・運 営：市直営
- ・課 程等：看護師を養成(看護学科設置、1学年定員80人、修業年限3年)
- ・入学対象：高等学校を卒業している者
- ・学 費等：入学金169,200円(市民は84,600円)、授業料390,000円/年
- ・取得資格：看護師免許(看護師国家試験資格)

② 川崎看護専門学校の概要

- ・住 所：川崎市高津区久本1丁目4番1号
- ・開 設：平成7年4月1日
- ・運営法人：公益財団法人 川崎市看護師養成確保事業団
- ・課 程等：准看護師を対象に看護師を養成(1学年定員：40人、修業年限2年)
- ・入学対象：高等学校を卒業している准看護師又は中学校卒業後に3年以上の准看護師経験のある者
- ・学 費等：入学金100,000円、授業料402,000円/年、諸経費200,000円/年
- ・取得資格：看護師免許(看護師国家試験資格)

● 運営法人の概要

(7) 目的(定款第3条)

この法人は、川崎市、公益社団法人川崎市医師会、公益社団法人川崎市病院協会及び公益社団法人川崎市看護協会との提携及び協調のもとに、看護師の養成並びに看護職の確保及び看護職の資質向上のための事業を行うことにより、川崎市域における医療供給体制の充実に寄与し、もって市民の健康の保持、増進及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(4) 沿革

- ・H4.12.17 (財)川崎市看護師養成確保事業団の設立発起人会の開催、事業計画で看護師養成施設の設置承認
- ・H5.3.1 本市、市医師会、市病院協会、県看護協会の出捐により、(財)川崎市看護師養成確保事業団設立
- ・H5.9.6 神奈川県知事より、学校教育法に基づく専修学校としての設置計画の承認
- ・H6.12.15 厚生大臣より、保健師助産師看護師法に規定する看護師養成所としての指定
- ・H6.12.26 神奈川県知事より、学校教育法に基づく学校設置の認可
- ・H7.4.1 (財)看護師養成確保事業団立の川崎看護専門学校の開校
- ・H24.3.21 神奈川県知事より、財団法人から公益財団法人への移行認可

(7) 出捐金

- 2億3百万円
- (市140,000千円(69%)、市医師会30,000千円(14.8%)、市病院協会30,000千円(14.8%)、県看護協会3,000千円(1.48%))

(I) 事業概要

- ・看護師養成施設運営事業：**川崎看護専門学校の運営**
- ・看護職確保対策事業：関係団体との共同によるリーフレット作成や一日看護体験事業の実施など看護に関する普及啓発
- ・看護職資質向上事業：川崎看護専門学校の実習先における実習指導者等を対象とした研修会の実施

(4) 市補助金

- ・H27実績 73,716,000円、H28実績 73,716,000円、H29決算見込 81,805,000円、(参考)H30予算要求 89,840,000円

2 現状・課題

(1) 看護短期大学に関する検討経緯

- ① 少子高齢化や**学生の大学志向**を背景に、医療の高度化、多様化に伴う**看護職員に求められる資質や能力の変化**⇒**看護短大のあり方について平成21年3月以降、継続的に検討**(外部委員の検討委員会、庁内プロジェクト等)
- ② 現在では、本市の重要施策である**地域包括ケアシステムの構築の取組を着実に推進**していくため、医療の高度化、多様化への的確な対応や、地域における**「医療と介護の繋ぎ役」としての役割が期待される看護師の養成も重要**⇒今後の看護短大のあり方検討は、国で検討中の「看護職員の需給見通し」が、平成30年12月までに示される予定であるため、当該見通しの動向に注視するとともに、今後の看護職員に求められる役割を踏まえ、以下の観点から進める。
 - (ア) 医療の高度化、多様化への的確な対応や、地域包括ケアシステムの担い手としての質の高い看護師の養成
 - (イ) 地域包括ケアシステムの担い手として幅広く選択できる看護師の職域
 - (ウ) 市民が、地域における在宅医療・ケアと、医療の高度化に的確に対応する看護サービスの享受
 - (エ) 看護師の市内定着
 - (オ) 教員と学生の確保
 ⇒看護短大については、市民ニーズに対応した魅力的な養成機関となるよう**4年制大学化を視野に入れ、検討**する。

(2) 川崎看護専門学校の課題

- ① 神奈川県は准看護師養成を早期に停止する方針のもと、**准看護師養成事業に対する補助を平成28年度末で廃止**した。
- ② 川崎市医師会附属准看護学校をはじめ、**県内の准看護師養成学校が順次閉校**している影響もあり、川崎看護専門学校の平成29年度の入学生は、**定員40人に対し26人で既に定員割れ**が生じていることから、**今後の学生確保は、さらに厳しい状況が続くものと想定される。**
- ③ 学生確保が厳しい状況は、収入減に伴う**財務状況の悪化や教員の離職による運営不能が懸念**される。
- ④ 医療法人が自前の看護人材として独自に准看護師を養成する場合を除き、新たに准看護学校が設置されることは見込み難い。
- ⑤ 既に就業している准看護師の実態についても把握するため、市内就業准看護師実態調査を実施した。

《主な調査結果》

・平成29年1～3月に市内で就業する准看護師1,425人(H26.12現在)に実施し、461人から回答(回答率32.4%)

表-3 看護師資格の取得予定について

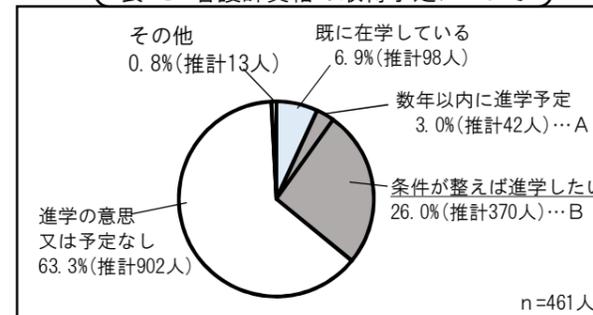
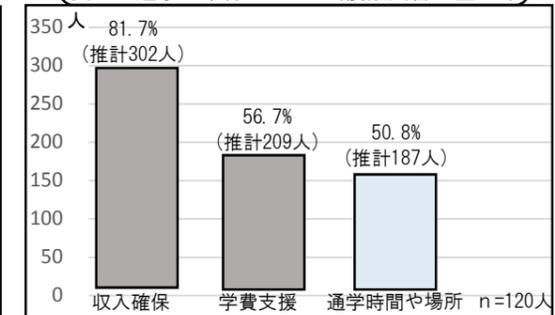


表-4 進学条件について(複数回答上位3つ)



《分析》

表-3のとおり今後、進学を視野に入れている者は1,425人中、推計412人(A+B)であるが、表-4のとおり進学のためには、370人(B)中、多くが「収入確保(81.7%)」や「学費等支援(56.7%)」の経済的条件を求めていることを踏まえると、実際に進学する者は1,425人中、110人程度(約7.7%)と想定されるが、大半が通信教育を希望していることから、**現行課程に対するニーズは低い**ことがいえる。

また、仮に通信教育課程に機能転換して実施したとしても、そのニーズは2年程度で無くなると見込まれる。なお、県が平成29年3月～5月に県内(川崎市域除く。)の病院及び診療所に就業している准看護師4,512人に同様の実態調査を実施したところ、本市と概ね同じ調査結果であった。

⇒川崎看護専門学校については今後のニーズが低くなることを踏まえ、**4年制大学化の検討に併せてあり方を検討**する。

3 今後の取組

- ◆看護短期大学については、医療の高度化、多様化への的確な対応や、地域包括ケアシステムの担い手としての看護師を養成するため、平成34年4月の開学に向けて4年制大学化の取組を進める。
- ◆川崎看護専門学校については、現行課程への今後のニーズが低くなることを踏まえ、運営法人への補助金を廃止する。

(1) 看護短期大学の4年制大学化

- ① 高度医療、多様化への的確な対応や地域包括ケアシステムの担い手としての看護師を養成するカリキュラムを新たに導入するには、**看護短期大学3年間のカリキュラムが既に過密なため、4年制大学に移行し編成することが必須**になること。
- ② 近年、大学生の数が増えている中、本市の大学進学者のうち4年制大学に進学する者は、平成22年に92%であったが、平成28年度では95%に伸びており、4年制の大学志向が進んでいることから、的確に対応すること。

【4年制大学化に向けた留意事項】

- ① 看護系大学の設置については、**国が総量を抑制する動きがあるため、早期に新設の準備を開始しなければ、4年制大学化ができなくなる恐れ**がある。
- ② 4年制大学化に向けては、大学設置・学校法人審議会の審査を経て、文部科学大臣の認可を得ることができる教員を確保する必要があるが、**教員を確保するための準備体制と期間を十分にとる必要がある**。
- ③ 4年制大学化後は、運営経費が増加することが想定されるため、**公立大学法人化も含めて、より柔軟で効率的・効果的な運営方法について検討**する必要がある。

(2) 運営法人への補助金の廃止

- ① **川崎看護専門学校は閉校し、運営法人は解散することを前提**とすること。
- ② 運営法人が実施してきた各事業については、看護短期大学の4年制大学への移行に伴う**事業集約化を基本**とすること。
- ③ 在学生への対応など学校運営や県との調整スケジュール等を踏まえ、**補助金交付は最長で平成33年度までとすること**。

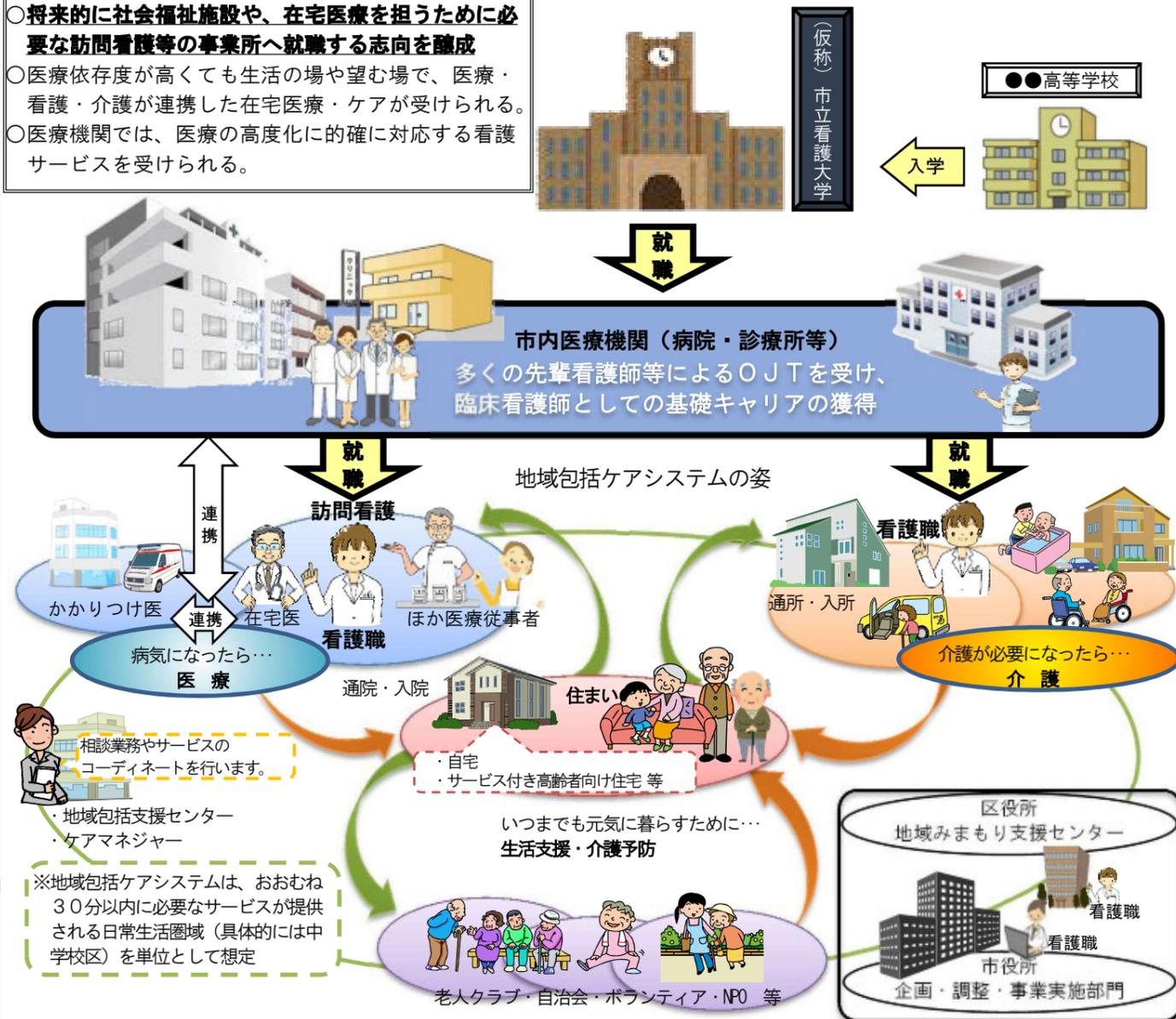
【川崎看護専門学校の閉校及び運営法人の解散に向けて必要な対応】

- ① **学生数は減少する**が、学校が存続する期間は、現行の運営体制を維持しなければならないため、**必要となる補助金については、継続して交付することを基本**とする。
- ② 閉校時まで現行の運営体制を維持しなければ、最終年次の学生を卒業させることができないため、今後の**定年退職教員の再雇用を積極的に行う**とともに、定年前の教員も最終年度まで確実に学校に残ることができるよう、**閉校後の雇用について配慮**する必要がある。
- ③ 看護師養成確保の全体的な観点から、正看護師になることを目指す潜在的な准看護師等への支援について、一定程度は配慮する必要があるため、受皿などを含め、閉校後における**支援方法の検討**を行う。
- ④ 跡地については、4年制大学に係る機能としての利用や社会福祉施設再編整備など**有効活用に向けて検討**する。

4 4年制大学による看護人材養成(イメージ)

【新たなカリキュラムによる教育に期待できる効果】

- 将来的に**社会福祉施設や、在宅医療を担うために必要な訪問看護等の事業所へ就職する志向を醸成**
- 医療依存度が高くても生活の場や望む場で、医療・看護・介護が連携した在宅医療・ケアが受けられる。
- 医療機関では、医療の高度化に的確に対応する看護サービスを受けられる。



5 今後想定する進捗スケジュール

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
看護短期大学	あり方検討、基本的な調査、整備骨子策定	●4月～ 整備基本計画策定(約1年)	●4月～ 国との事前協議(国標準：約1年半)	●10月：大学設置認可申請(国標準) ※以降は設置認可審査		●4/1 4大開学、運営
学校運営		●6月：最後の学生募集(想定)	●4/1最後の入学生(想定)		●3/31閉校(想定)	●3/31閉校(最長の場合)
法人経営(補助金交付)			●12月：県に学生募集停止の届出(県指導要綱)	●12月：県に閉校の届出(県指導要綱)	●4月～法人の清算(想定)	●4月～法人の清算(最長の場合)
運営法人		●6月：理事会、評議員会	●6月：理事会、評議員会	●6月：理事会、評議員会	●6月：理事会、評議員会(最長の場合)	●6月：理事会、評議員会(最長の場合)
	●3月：理事会、評議員会	●3月：理事会、評議員会	●3月：理事会、評議員会	●3月：理事会、評議員会	●3月：理事会、評議員会	●3月：理事会、評議員会(最長の場合)